

シーシーアイグループ人権方針

シーシーアイグループは、「Change Create Innovate」の企業理念のもと、時代に合わせてビジネスモデルを変えながら、これまでにない付加価値を絶えず社会に提供するために尽力しております。私たちは、人権尊重を事業継続のために果たすべき最重要の責務の一つと位置づけ、「シーシーアイグループ人権方針」を定め、役員及び従業員一体となってこれに取り組んでまいります。

1. 基本的な考え方

私たちは、「国際人権章典」および国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」に定められている国際的に認められた人権を尊重します。また国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い人権方針を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

2. 適用範囲

本方針は、シーシーアイグループの全ての役員と従業員に適用します。また当グループの製品・サービスに係るすべての取引関係者に対しても、本方針の理解・遵守を期待します。

3. 人権尊重の責任

私たちは、企業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないことに努めます。人権侵害が明らかになった場合は、是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

4. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、企業活動において人権侵害につながる要素を特定し、発生リスクの軽減や予防に努めます。また、その結果を検証して、取り組みの継続的な改善を図っていきます。

5. 対話・協議

私たちは、シーシーアイグループの企業活動における人権への影響を適切に把握し対応するために、関連するステークホルダーとの対話、協議を継続的に行っていきます。

6. 教育・研修

私たちは、シーシーアイグループの役員及び従業員が本方針を理解し効果的に実施していくために、人権に関する適切な教育と研修を行っていきます。

7. 情報開示

私たちは、人権尊重の取り組みについて、コーポレートサイト、サステナビリティレポート等を通じて開示します。

制定 2021年9月21日
シーシーアイホールディングス株式会社
代表取締役社長/CEO
岡部 鉄也